

改正

昭和52年12月26日 条例第42号
昭和58年 3 月18日 条例第 9 号
昭和60年 3 月11日 条例第 7 号
昭和61年 3 月25日 条例第16号
昭和62年 3 月16日 条例第 8 号
平成元年 3 月24日 条例第15号
平成 2 年 3 月30日 条例第 5 号
平成 4 年 3 月19日 条例第 3 号
平成 5 年 3 月26日 条例第 5 号
平成 7 年 3 月30日 条例第 2 号
平成 7 年 6 月29日 条例第19号
平成 9 年 3 月28日 条例第10号
平成13年 6 月27日 条例第26号
平成16年12月28日 条例第29号
平成17年 3 月30日 条例第13号
平成17年 9 月30日 条例第30号
平成25年 3 月18日 条例第17号
平成25年12月20日 条例第45号
平成30年 3 月12日 条例第14号
令和 2 年 3 月13日 条例第 5 号
令和 4 年12月19日 条例第25号

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。

(2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。

(都市公園の敷地面積の標準並びに配置及び規模の基準)

第 2 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この号において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

(2) 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- (3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第2条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(指定管理者による管理)

第2条の5 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第2条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 都市公園の維持管理に関する業務
- (2) 使用料及び入場料並びに利用料金の収納に関する業務
- (3) 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）の利用申請の受付に関する業務の一部
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 花火、キャンプファイアその他火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。

(8) たき火をし、火気をもてあそびその他危険な遊戯をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 指定管理者は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設は、別表第1のとおりとする。

2 前項の有料公園施設の供用期間、利用期間及び使用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て当該供用期間、利用期間又は使用時間を変更し、若しくはその供用を一時停止することができるものとする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占有の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定による申請書に記載する事項は、次の各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の種類及び構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事实施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 都市公園の原状回復の方法

ケ その他規則に定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理しようとする公園施設

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理の方法

オ その他規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 変更事項

イ 変更理由

ウ その他規則で定める事項

2 法第6条第2項の規定による申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の管理方法

(2) 工事实施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の原状回復の方法

(5) その他規則で定める事項

（軽易な変更事項）

第9条 法第6条第3項ただし書の規定による軽易な変更事項は、都市公園の保全又は公衆の都市公園利用に影響のない軽微な改装等で規則で定めるものとする。

（使用料等の徴収）

第10条 次の各号のいずれかに該当するものは、それぞれ別表第3に定める使用料、入場料、占用料又は次条に定める利用料金を納付しなければならない。

(1) 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者

(2) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者

(3) 有料公園施設を利用する者

（利用料金の収入）

第10条の2 別表第1に規定する駐車場に係る利用料金を徴収する対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車とする。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、次に掲げる範囲内において、利用料金、利用期間及び利用時間を別に定めるものとする。

(1) 利用料金 1日1台1回につき1,500円

(2) 利用料金を徴収する期間 通年

(3) 利用料金を徴収する時間 午前8時から午後4時まで

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（徴収の時期）

第11条 第10条に規定する使用料、入場料、占用料又は利用料金は、次の各号に掲げるときに徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(1) 使用料については、その使用の許可を受けたとき。

(2) 入場料については、有料公園施設に入場するとき。

(3) 占用料については、その占用の許可を受けたとき。

(4) 利用料金については、前条第2項の規定により指定管理者が定めた期間及び時間において、有料公園施設を利用するとき。

（使用料等の不還付）

第12条 既納の使用料、入場料又は占用料を還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 使用者、入場者又は占用者の責に帰することのできない理由により、その使用、入場又は占用ができなくなった場合

(2) 使用、入場又は占用開始前に当該使用、入場又は占用許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められるとき。

（使用料等の減免）

第13条 市長は使用料又は占用料を納付すべき者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に係る使用料又は占用料の全部若しくは一部を免除することができる。

(1) 使用、入場又は占用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって、当該許可に係る行為又は使用、入場することができなくなった場合

(2) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。

(3) 災害による被害者の一時的な用に供するとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

2 指定管理者は入場料又は利用料金を納付すべき者が前項各号のいずれかに該当する場合においては、その者に係る入場料又は利用料金の全部若しくは一部を免除することができる。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) 許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第14条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第14条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第14条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第14条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第14条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市

長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第14条の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第15条の規定に違反して、同条各号に掲げる届出を怠った者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第42号)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第7号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第16号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第8号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年条例第15号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第5号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定中第2条第1項第1号及び第4号並びに別表を削る改正規定、第2条の規定、第9条の規定、第10条の規定中別表第1並びに別表第2の都市公園占用料に係る部分並びに第11条の規定は、平成4年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の日前になされた別表第2の都市公園使用料の規定の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成5年条例第5号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第2号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第19号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた庭球場の使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の5の改正規定（「入場料」の次に「並びに利用料金」を加える部分に限る。）、第7条第2項の改正規定、第10条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第11条の改正規定、第13条第2項の改正規定、別表第1に袖ヶ浦公園の項を加える改正規定及び別表第2の改正規定（別表第2に袖ヶ浦公園の項を加える部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例（前項ただし書の規定により平成26年4月1日から施行する部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日以後の有料公園施設の使用について適用し、同日前までの使用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた都市公園の使用の許可で、当該使用の日が施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

都市公園名	有料公園施設の種類
百目木公園	水泳プール
	庭球場
	野球場
	ソフトボール場
	ゲートボール場
神栄公園	庭球場
神納あさひ公園	庭球場
袖ヶ浦公園	駐車場

別表第 2（第 7 条関係）

百目木公園	水泳プール	供用期間	7 月 10 日～ 8 月 31 日
		使用時間	午前 9 時～午後 5 時
	庭球場 （夜間照明設備有り）	供用期間	1 月 4 日～12 月 28 日
		使用時間	午前 9 時～午後 5 時 ただし、4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間は午後 9 時まで開場
	野球場 ソフトボール場 ゲートボール場	供用期間	1 月 4 日～12 月 28 日
		使用時間	午前 9 時～午後 5 時
神栄公園	庭球場	供用期間	1 月 4 日～12 月 28 日
		使用時間	午前 9 時～午後 5 時
神納あさひ公園	庭球場	供用期間	1 月 4 日～12 月 28 日
		使用時間	午前 9 時～午後 5 時
袖ヶ浦公園	駐車場	利用期間	通年
		使用時間	終日

別表第 3（第 10 条関係）

区分		単位	金額
都市公園使用料	行商、募金その他これらに類する行為	1 平方メートル 1 日につき	121 円
	業としての写真撮影	1 人 1 日につき	863 円
	業としての映画撮影	1 件 1 日につき	17,600 円
	興行	1 平方メートル 1 日につき	22 円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき	16 円
	公園施設を設置する場合	1 平方メートル 1 月につき	310 円
	公園施設を管理する場合	袖ヶ浦公園休憩所 1 平方メートル 1 月につき	1,100 円
水泳プール入場	4 歳以上の幼児、小学生及び中学生	1 人 1 日につき	280 円
	一般	1 人 1 日につき	560 円
	25 人以上の団体	構成員 1 人 1 日につき	使用料の 8 割に相当する額

庭球場使用料	アマチュアスポーツとして使用する場合		1コート1時間につき	290円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		1コート1時間につき	3,660円
	夜間照明設備（百目木公園庭球場）		1コート1時間につき	300円
野球場使用料 ソフトボール場使用料	アマチュアスポーツとして使用する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	1面1時間につき	360円
		一般チーム	1面1時間につき	600円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		1面1時間につき	3,000円
ゲートボール場使用料	アマチュアスポーツとして使用する場合		1施設1時間につき	150円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		1施設1時間につき	750円
都市公園占用料	電柱類（支線及び支線柱を含む。）		1本1年につき	1,100円
	電話柱（電柱であるものを除く。）		1本1年につき	1,100円
	電線（電柱及び電話柱の占用に伴うものを除く。）その他これに類するもの		1メートル1年につき	50円
	変圧塔その他これに類するもの		1平方メートル1年につき	3,420円
	公衆電話所		1個1年につき	770円
	郵便差出箱		1個1年につき	300円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートル1日につき	61円 1月以上は60円
	標識		1本1年につき	640円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	80円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		160円
		外径が0.4メートル以上1		390円

	メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		800円
道路、鉄道、軌道、公共用駐車場、防火用貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル1年につき		360円
橋、道路、鉄道若しくは軌道で高架のもの又は索道若しくは鋼索鉄道	1平方メートル1年につき		360円
工事用仮囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートル1月につき		310円
法第7条第2項の社会福祉施設	占用面積1年につき	袖ヶ浦市行政財産目的外使用料条例（昭和55年条例第4号）第2条第1項第1号の市長が定める額に12を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	

備考

- 1 1日、1月、1メートル又は1平方メートル未満の端数は、それぞれ、1日、1月、1メートル又は1平方メートルとみなす。
- 2 1年を単位とする場合において、1年未満の端数は、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、前号の規定を適用する。
- 3 電柱等の本数の計算については、支線及び支柱の数を算入する。
- 4 庭球場、野球場、ソフトボール場又はゲートボール場の使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 5 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が、水泳プール及び庭球場、庭球状、野球場、ソフトボール場又はゲートボール場を利用するときの入場料等は規定額の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。